

社会福祉法人あおい会 障害事業部

感染対策委員会要綱

(名 称)

第1条 名称は、障害事業部に係る感染対策委員会(以下「委員会」という。)という。

(目 的)

第2条 この委員会は、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル(令和2年12月厚生労働省作成)」を具現化するため、次条の事項について協議検討し、施設内での感染症の予防を図るとともに、感染症発生時において迅速かつ適切な対応をとることができるようにすることを目的とする。

(付議事項)

第3条 この委員会の付議事項は次のとおりとする。

- ① 職員及び利用児・者の健康管理に関すること
- ② 職員及び利用児・者の感染予防対策の徹底に関すること
- ③ 施設内での感染症の蔓延予防に関すること
- ④ 感染予防マニュアルの作成及び改訂に関すること
- ⑤ 感染症の予防や蔓延防止のための物資の調達に関すること
- ⑥ 職員への感染予防に係る研修会の開催に関すること
- ⑦ 医療機関及び関係機関との連絡調整に関すること
- ⑧ 保護者との連絡調整に関すること
- ⑨ 各種情報の収集に関すること

(構 成)

第4条 この委員会は、次の者をもって構成する。

- ① 統括管理者
- ② 拠点の管理者
- ③ その他、看護師、委員会への出席が必要なもの

(委員会の議長)

第5条 この委員会の委員長は委員の互選により決める。委員長が議長となる。

2 委員長欠席の際は、委員長が指名した者が議長となる。

(議長の任務)

第6条 議長の任務は、下記のとおりとする。

- ① 議長は委員会を招集し、会議の開催、進行を行う。
- ② 議長は必要に応じて、付議事項に関連して、関係者の出席を求めることができる。

(委員会の開催)

第7条 この委員会は、原則としておおむね3ヶ月に1回以上、定期的で開催する。ただし、緊急に開催が必要なときは、随時委員長が招集するものとする。

(会議録)

第8条 この委員会の会議録は委員長が指名した者が作成し、委員長の承認を得て3年間保存する。

(機密の保持)

第9条 この委員会に出席し、知り得た機密を漏洩してはならない。機密を要する事項は、その都度議長が指定する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は1年とし、毎年4月に改選する。但し再選を妨げない。

(委員の補充)

第11条 委員に欠員を生じた時、補充委員を指名する。補充された委員の任期は前任者の残りの期間とする。

(要綱の改廃)

第12条 この要綱の改廃は、障害事業部運営会議で協議し、統括管理者の決裁をもって行うものとする。

付 則

この規程は、令和4年11月11日より施行する。